

安芸高田バイオマス発電所事業計画に伴う意見書
上記の議案を提出する。

令和8年3月18日

提出者 安芸高田市産業厚生常任委員会
委員長 南澤 克彦

安芸高田バイオマス発電所事業計画に伴う意見書
別紙のとおり

安芸高田バイオマス発電所事業計画に伴う意見書(案)

地域住民の生活環境および安全を守る立場から、本市(吉田町長屋谷尻 851-3、862-2、八千代町土師沖ノ原 10-1、35-18、82-11)に現在計画されているバイオマス発電所建設について、以下の通り意見を申し述べます。

本意見書は、バイオマス発電という再生可能エネルギー施策そのものを否定するものではありません。しかしながら、現在示されている建設予定地の立地条件については、住民の生活環境や安全確保の観点から、慎重な再検討が必要であると考えております。

当該建設予定地は、民家と近接しており、稼働後に想定される騒音、振動、臭気、景観への影響などについて、地域住民の間で不安の声が広がっています。また、木材チップ等の搬入に使用される道路は、土手沿いで幅員が狭く、車両の離合が困難な箇所が見受けられます。加えて、当該道路は通学路として利用されており、児童・生徒の安全確保の面からも、十分な配慮が求められる状況です。

こうした状況を受け、地元住民による意思確認を行った結果、現在、当該地域において 90% (90 軒中 81 軒) の反対署名が集まっており、多くの住民が現行の建設予定地での計画に対し、懸念を抱いていることが明らかとなっています。

これは、事業の進め方や立地のあり方について、改めて丁寧な説明と合意形成が必要であることを示すものと考えます。

地域の将来に関わる重要な事業であるからこそ、住民の理解と納得を得ながら進めることが不可欠です。十分な合意形成が図られないまま計画が進行することのないよう、慎重な対応を求めます。

つきましては、以下の事項について対応されるよう求めます。

1. 現在の建設予定地について、住民の生活環境および通学路の安全確保の観点から、改めて検証すること。
2. 民家との近接や道路条件等を踏まえ、検討を行うこと。
3. 今後の検討にあたっては、地域住民への丁寧な説明と十分な合意形成を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 8 年 3 月 18 日

安芸高田市議会議長 石飛 慶久

内閣総理大臣 高市 早苗 様

【意見書送付先】

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

内閣官房長官 様

経済産業大臣 様